

## 第 28 回

食料・農業・農村政策審議会企画部会

農林水産省大臣官房情報評価課

第28回 食料・農業・農村政策審議会企画部会  
議事次第

日 時：平成23年5月10日（火）15:00～17:28

場 所：農林水産省 講堂

1. 開 会
2. 東日本大震災関連について
3. 平成22年度食料・農業・農村白書（案）について
4. 閉 会

○中嶋部会長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから「食料・農業・農村政策審議会第28回企画部会」を開催いたします。皆様、本日は御多忙中にも関わらずお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、東日本大震災関連について、事務局からの報告に引き続き、平成22年度食料・農業・農村白書（案）について審議をお願いしたいと思います。

本日の出席委員は、私を含め、15名となっております。西辻委員は、電車の都合で少々遅れられるということです。

なお、本日の企画部会は公開されており、一般公募や報道関係の傍聴の方が60名ほどお見えです。

本日の会議は17時までを予定しております。よろしくお願いいたします。

本日は、篠原副大臣に御出席いただいております。初めに、篠原副大臣からごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○篠原副大臣 農林水産副大臣の篠原でございます。今日はお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。深く感謝申し上げます。

中嶋部会長の方からも話がありましたが、今、日本は非常に大変なときにあるのではないかと思います。3月11日に大地震が起こりまして、津波が発生しました。それから、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故も起こりました。我々農林水産省は一丸となりまして、この東日本大震災への対応を行ってきております。

少し紹介させていただきますと、震災当日以降は、1日に2回か3回、大臣室にここに並ぶ幹部が集まりまして、どうするかという対応策を練りました。少々手前味噌なことで報告させていただきますと、例えば、ガソリン不足、重油不足というのはずっと続きました。食料についても足りないということが報道されましたが、本当に全く無くて困ったところは少なかったのではないかと考えております。我々は必死になって、50万人近くの避難者の方々に、毎日150万食を届けることを念頭に置きまして、最初はすぐに食べられるおにぎり、パンを準備し、後半になりますと、炊き出しができましたのでお米を届けました。

私なりに説明させていただきますと、農林水産省には食糧事務所という組織がありました。米を何処にどれだけ持って行くかということを一生涯懸命やっていたわけです。つまり、基幹的食糧を国民の皆様きちんとお届けするという仕事をしてきたわけです。そういったものは要らないんだということを言われまして、名前も農政事務所等に変更してしま

ましたが、しかし、我が組織にはそのDNAがきちんと残っていたからできたことなのではないかと思えます。

世の中では、在庫は持たないというのが一般的です。コンビニやガソリンスタンドはその例で、倉庫を持たずに、商品が無くなったら1日に2回も3回も運んできてもらっています。この結果、非常時に物が無いということが起こる。それで食料をどういうふうに送ったかという、最後までガソリン不足に泣かされましたけれども、自衛隊機にお世話になりました。仙台空港は使えませんでしたので、小牧基地、入間基地から、花巻空港、福島空港にどんどん物を送りました。

それから、原発問題は今も尾を引いており、出荷制限、作付制限をいたしました。今、福島では、子どもたちの校庭の放射能汚染の度合いが問題となっており、不安が広がっております。我々はこういったことを飲食料品関係で起こしてはならないということで、3月12日からいろいろ対策を講じてまいりました。

今、暫定規制値というものが使われております。これ以上汚染されたら食べるのは危険と、体内被曝を抑える数値でございますけれども、当初、厚生労働省はそんな数字がないということでした。しかし、我々は暫定規制値でいいんだとして、国際基準より少々厳しめの数値になっておりますが、それでいいんだと提案いたしました。どうしてそういうことを我々が望んだかといいますと、市場に出ているものは食べてもいいものだとするためです。ダメなものは市場に出さないという方針で、3月22日から本格的にいろいろなものが出回ったのですが、21日にそういった基準を全部発表いたしました。また、その日のうちに通達も出しまして、翌22日には関係団体の皆さんに来ていただいて、何々県産の何々はだめだという風評被害的なことは一切ないようにということで手を打ってまいりました。作付制限についても、ルールを4月8日に決めております。

このように手を打ってきたつもりでございますけれども、今後また原発絡みではいろいろなことが起きるかもしれません。我々は組織一丸となって、こうしたことに対応してまいりる所存でございます。

農林水産大臣は、今日は参議院の一般質疑がありまして参っておりませんが、大臣が22年前と比べて言っておられました。22年前に大臣だったわけですが、ウルグアイ・ラウンドで非常にどたばたしていたと。しかし、それ以外にそんなにあたふたするものはなかったと。私は30年農林水産省にいましたので、あなたは30年も農林水産省にいたけれども、農林水産省はいつもこんなにどたばたしているのかという御質問がありました。そ

んなことはないと思います。私が就任してからも、口蹄疫、農業者戸別所得補償制度の本格実施、TPP、鳥インフルエンザ、そして今回の問題でございます。

ここに記者の皆さんがおられますけれども、2、3の記者に伺いましたところ、業界用語で紙上占有率と言うんですが、何回自分の記事が新聞記事で取り上げられるかということです。農政記者クラブでこの1年ほど農林水産業の関係が大きく取り上げられたことはないということを何人かの皆さんがおっしゃっておいりました。そういう意味では、我々は気を引き締めて農林水産行政に携わらなければいけないと思っております。

今回の白書等は、こういったことも書かせていただいておりますので、皆様方の御意見を承りまして、きちんとしたものになりたいと思います。

そういったものを参考にしながら、今もやっておるわけですが、復旧・復興に向けて、全力でもって行政を推進してまいる所存でございますので、御協力のほど、御意見のほど、よろしく願いいたします。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

ここでカメラは退室をお願いします。

(カメラ退室)

○中嶋部会長 それでは、議事を進めてまいりたいと思います。

本日の1つ目の議題は、東日本大震災関連についてでございます。今回の大震災は、農林水産業に大きな被害をもたらし、今後の農政にも大きく関係することから、第1の議題とさせていただきます。

事務局より、被害状況やこれまでの対応などについて説明をお願いいたします。

○大澤政策課長 大臣官房政策課長の大澤でございます。よろしくお願いいたします。

資料1に基づきまして、御説明をさせていただきます。

冒頭、篠原副大臣からもお話がありました、東日本大震災の農林水産業への影響と今の対応状況につきまして御説明させていただきます。

1枚めくっていただきましたところは、全体の総括表でございます。この後、詳しい資料がございますので、詳しくはそれぞれ個々の資料で御説明するとして、ここで見ていただきたいのは、今回の災害というのが地震、津波、原発事故、関連の被害と、非常に複合的な被害であったということでございます。

大きく分けて、地震、津波と原発事故以降ということに分かれると思いますが、地震、津波につきましては、応急の対応、当面の復旧対策、本格的復興対策という形で、順次対

策を打っているところでございますし、原発事故につきましては、残念ながら、まだ現在被害が終息していないという状況でございますが、そこにありますような作付制限、出荷制限、賠償への取組み、つなぎ融資対策、風評被害防止対策、これから先になると思いますが、放射性物質に汚染された土壌の改良手法の研究、このようなものを当面の対策として打っているところでございます。

2 ページから、個々の資料に基づき御説明をさせていただきます。

2 ページは、東日本大震災の全体状況でございます。

阪神・淡路大震災は、今回の災害に比較できる唯一の災害でございますけれども、死者、不明者の数は相当程度上回っておりますが、注目すべきは農林水産関係被害の大きさということでございます。阪神・淡路のときには9百億だったわけでございますが、東日本大震災のときは1兆5千億程度ということで、15倍以上の被害になっているところでございます。

この被害は、主に地震と津波の被害でございますけれども、これにつきましては注にありますように、特に水産関係で一部集計中のものがございますので、まだ確定した数字ではないということも申し添えておきます。

3 ページは、今回特に被害の大きかった水産業への被害ということでございます。

全国的に被害は及んでおりますけれども、特に大きかったのは青く囲っている7道県でございます。ここで約2万隻の漁船が被害を受けたということでございます。7道県の全体で5万隻ぐらいでございますので、この7道県のうちの大体4割が被害を受けたということでございます。

その他、漁港、市場や水産加工施設についても、写真にありますような大きな被害がございます。

4 ページは、養殖施設でございます。

こちらの方は沖縄県に至るまで1,008億の大きな被害を受けております。特に岩手、宮城では、カキとワカメの養殖が非常に多くて、これらがそれぞれ非常に大きな被害を受けているということでございます。

5 ページは、農業への被害でございます。

最も特徴的な数字は、冠水農地面積2.4万ha、水田が約2万ha、残りが畑ということでございます。このほとんどが岩手、宮城、福島で被害を受けております。その他、施設被害もありまして、全体としては新潟県中越沖地震の5.5倍の被害になっているとこ

ろでございます。

冠水以外にも、施設の被害の中ではパイプラインが壊れてしまったということで、表面上はないですけれども、地下の水関係が非常にやられたという地域もございます。

6 ページは省略いたします。

7 ページは、林業・木材加工業への被害ということでございます。

こちらにつきまして特徴的なものは、特に最近、木材需給率を高めております合板生産の中心地であったというところでございます。岩手県、宮城県で国内の合板生産の約3割を占めておりますが、ここに特に大きな被害を受けているわけでございます。被害額は1,050億というところでございます。

地震・津波被害からの復旧・復興対策ということで、9 ページをご覧いただきたいと思っております。

私どもは、3つのステップで対策を行ってきているところでございます。

まず第1ステップといたしましては、先ほど副大臣からも御紹介がありました、被災者の応急の食料・生活の確保ということでございまして、避難者数がピーク時には50万人を数えておりました。この50万人分の食料を供給するというところで、全国の食料生産工場、あるいはその近くの集積地から自衛隊機のヘリコプターに来ていただきまして、それを直接被災地に運ぶなど、自衛隊機と協力した食料供給活動を行ったり、普段は漁業取締に使っております水産庁の船、あるいは南氷洋でクジラの調査捕鯨を行っております船もすべて活用いたしまして、被災地の食料供給などに役立てたということもございます。

それから、畜産の維持に必要な餌、農林漁業用の燃料供給というところにつきましても、優先車両していただいたり、さまざまな働きかけを行いまして、供給を確保したということでございます。

第2ステップといたしましては、当面の復旧対策ということで、一次補正予算で対応したものでございます。これは一刻も早く生業を再開していくという考え方で組んでおります。詳しくは、後でまた別途の資料で御説明いたします。

第3ステップといたしましては、本格的復興対策です。今後の重要課題といたしましては、一旦復旧が一段落して、これからどうしようとなったときに、一体どのような地域として再生していくのかということ、農林水産関係を中心に農水省として積極的に考えていこうということで、政府全体で復興構想会議も設置されておりますけれども、そこに必要なインプットを行いながら、新たな食料供給基地の建設というコンセプトで考えを練っ

ているところでございます。

10ページ以降が詳しい資料でございます。

まず第1ステップの部分は、説明は省略いたしますけれども、先ほどお話ししたところをまとめているものでございます。

11ページは、米の生産調整の仕組みでございます。これは県内の被災によって米の生産が困難な地域と生産余力がある地域との間で、市町村間等の調整を行ったということでございまして、全体として、特に宮城県、福島県で国に県間調整の要請もございました。こういうものを調整いたしまして、2.7万トンの県間調整が実施されたところでございます。

12ページ以降が第2ステップといたしますか、一次補正での農林水産関係の対応でございます。

まず水産関係でございますが、漁業を再開するために必要となる資金を手当するとか、何よりも漁業の再開に必要な漁船、漁具の導入。それから、特に船だけが動いても、陸揚げされた魚を販売に出すためには、保管施設、冷蔵施設、冷凍施設が必要ですので、そういう範囲のものを中心とした施設の復旧等、そういうものを総合的に対策を講じまして、当初予算を上回る予算額を確保しているところでございます。

13ページは、農業関係でございます。

農業関係につきましても、まず復旧のためには瓦れきを処理しなければいけません。その瓦れきの処理につきまして、農家の立場から見ますと、経営再開のための準備活動ということになるわけでございます。ですので、公共事業でいろいろな除塩や施設整備を行うというのは勿論でございますけれども、一番上にあります52億円というところは、農家自身が復興組合のようなものをつくりまして、いろいろな再開のための補修なり、復旧の取組みについて支援金を需要当たりで払っていこうという事業を措置したことを始めようとして、金融支援、災害復旧のための支援、施設整備のための交付金を措置したところでございます。

14ページは、林野関係でございます。こちらにつきましても、林業を再開するための資金整備なり、特に仮設住宅の建設にも必要な木材の安定供給等の措置を講じたところでございます。

15ページは、全体の一次補正予算をまとめたものがございます。総額で3,817億円を措置しております。

16ページは、関係の法的措置の概要でございます。これも本国会で審議の上、すべて通

過しておりますけれども、土地改良法で除塩事業を行う特例を始めといたしまして、金融の一括支援など、幾つか措置をしているところでございます。

17ページ以降が原発でございます。

18ページは、全体の総括表ですので省略いたします。

19ページは、避難区域です。これも御承知のところだと思いますので、省略いたします。

20ページは、出荷制限と解除ということで、全くルールがなかったところでございますが、出荷制限のルールを政府一体として策定いたしました上で、原子力災害対策本部長である総理から、調査結果に基づいて出荷制限を個別に指示した上で、3回連続して暫定規制値を下回った場合の出荷制限の解除というルールをつくって、今、措置しているところでございます。現状は20ページにまとめているところでございます。

21ページの作付制限は、副大臣からお話がありました。右の方でございますが、水田土壌中の放射性セシウムが実際の米にどの程度移行するかというものを、調査結果に基づきまして0.1という考え方を取りました。この基準に照らして、生産された米が暫定規制値を超える可能性が高い地域について作付け制限を行うという考え方を取りまして、結果的には、19ページでございます避難区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域において稲の作付制限を行うことを4月22日に措置したところでございます。

22ページは、水産の影響でございます。テーマは農業でございますので、こちらは省略させていただきます。

23ページは、外国からのいわゆる風評被害ということでございまして、輸入規制の動きが広がっているということでございます。順次、在外公館等を通じまして、過剰な規制を行わぬように働きかけをしているところでございますが、現在のところでは、例えば中国でいきますと関係12都県について、すべての食料、飼料について輸入停止という状況になっております。その他、主要な国について表でまとめております。

24ページは、被害を受けた農林漁業者への補償ということでございます。これは原子力損害賠償法に基づき賠償されるというのが基本的な考え方でございますが、そこに至るまでのつなぎ融資が必要になってまいります。これは最終的には政府が実質的に補償するというスキームをつくりまして、対応しているところでございます。

25ページは、風評被害へのその他の対応でございます。賠償についていろいろな働きかけを政府全体の中で行っているというのが1番目でございますが、そのほかにも科学的知見に基づく正確な情報提供、いろんな被災地の応援ということで「食べて応援しよう！」

というキャッチフレーズをつくりまして、いろいろな直売運動等へのマッチング活動などの支援を行っているところでございます。

以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。ただいま御説明いただいた内容について、皆様から御質問をいただきたいと思っております。どなたからでも構いませんので、よろしく願いいたします。いかがでございましょうか。

合瀬委員、どうぞ。

○合瀬委員 合瀬と申します。今回の大震災に対する農林水産省の対応は、非常にすばらしくいろんなことがやれたと思っておりますが、今後の農業の在り方との関連についてお聞きしたいと思っております。今回の震災は国の在り方を変えるぐらいの大きな出来事であったというのが一般的な認識だろうと思うんですけれども、震災前と震災後と今後の農業の在り方みたいなことをどういうふうにかえるのか。

去年、食料・農業・農村基本計画をつくりまして、例えば食料自給率を50%にすることや、輸出額を1兆円にする、中国への米輸出という様々な目標があったわけですが、今の時点でどういうふうになるかというのは、当然すぐには答えは出ないと思うんですが、その辺りのところを一体どういうふうにかえていらっしゃるのか。特に篠原副大臣は、現地の状況もいろいろご覧になっていると思っておりますので、大きな枠組みの考え方を一度聞かせていただければと思います。

○中嶋部会長 関連して、御質問ありますか。

それでは、渡辺委員、どうぞ。

○渡辺委員 ありがとうございます。今の合瀬さんの御質問と全く同じなんですけれども、大変大きな被害、大変厳しい出来事だったと思うんですが、農業の復興や、再生という考え方に立ったときに、現状に戻すということでは、多分大きな発展は難しいのではないかなと思うんです。そういう意味で、将来にわたる成長し得る力強い農林水産業の創生ということに対してどう考えていらっしゃるか、お伺いしたいと思っております。

例えば今回被害に遭われた地域や人々に対して、これから農業の復興をするために、モデル地域という格好で何か特区のようなものをつくって再生をする。新しい農業を興していくという考え方、担い手を少し集約してもらって、ある方向を打ち出すとか、あるいは農業の開発から、生産、加工、流通、販売サービスまで一気通貫で6次産業化というのでしょうか、そういう形で進めていくような方向を国として打ち出されるのかどうか。この

東北地域の復興を1つの契機として、どういうふうに関係する農業政策を進めていかれるかということをお聞きしたいと思っております。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。ほかに関連して御質問ございますか。

それでは、副大臣、よろしくお願いいたします。

○篠原副大臣 非常に根源的な御質問というか、御意見をいただきまして、ありがとうございます。まず、ロジスティック的なことからお答えいたします。食と農林漁業の再生推進本部の報告を前回させていただいたと思っておりますけれども、下の幹事会で案を練りまして、3月下旬の会合で骨格をお示しし、6月に農林水産行政の新たな大きな基本方針をつくる予定でございました。それが震災で全く会議が開かれない形になっています。

簡単にいいますと、ほかにも新成長戦略実現会議というものもありました。それも同じような形になっておりまして、そういったものはすべて復興構想会議に吸収されたみたいな形になっております。ですから、政府全体の考え方、完全にコンセンサスを得られているわけではございませんが、まずは復旧、そして復興だと。しかし、それだけでは済みませんので、渡辺委員から御指摘がありましたとおり、この機会に災い転じて福となすという形、この言葉がいいかどうか、余り適切ではないかもしれませんが、2万4千haの農地が冠水している。こういったところは境目もわからなくなったりしているわけがございます。ですから、そこをまた整備しなくてはならない。この機会に今までよりも大きな区画にし、大規模化をするということ。当然、復旧と復興を同時に考えられるのではないかと思います。

その過程でもって、東北地方は、農業でも、漁業でも、大生産基地でしたので、東北を日本の食料基地にということで、それをキャッチフレーズにし、事実そういう形に持っていきたいと思っております。ただ、今のところは、農業者、漁業者の方々の心情を考えますと、余りそういったことを頑張れというか、先のことを言っても、皆さんすぐにはついてこれないのではないかと考えておりますので、前面に出るのは復旧、復興としております。我々はもう既に食と農林漁業の再生推進本部へ打ち込む素案を考えております。それも公開の場でこういうことを言うのも何なんです、農林水産省が余り前面に出るということもよくないので、前面には出しておりませんでしたけれども、着々と準備を進めておりまして、最終段階ではきちんと国民にお示しして、官邸の中の会合で議論していただいて、そういう方向に持っていこうとしております。

ですから、これを機会に後退するとか、そういうことは一切考えておりません。こういったことはあってもなくてもよく言われるのは、TPPとの関連です。TPPと関係なく、農林水産業は崖っぷちに立たされておりますので、改革していこうと思っておりました。この機会にこういったことも踏まえまして、対応する必要があります。例えば漁業が明らかなんですが、漁業は割とインディペンデントな方が多くて、個別にやっている方が多かったわけですけれども、それは全部小さな船を復活させるわけにはいかないということで、共同化していただくということを考えております。港も、すぐ目の前に港があったわけですが、全部復旧するには大変なコストと手間がかかりますので、とりあえず大きなところを修復して、そこでやっていただくということでやっていくよりないのではないかと思います。

幸いにして、農業の方が被害は少ないと思いますけれども、これを機会に一気に大規模化等、今までできなかった部分をモデル的にというのはまさにそのとおりでございまして、全国に模範を示していきたいと思っております。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、阿南委員、どうぞ。

○阿南委員 2点ほど質問させていただきたいと思っております。

まず1点目は、この原発事故に基づいて出荷制限が行われています。消費者がかなりパニックになっているという状況もあって、私たち消費者団体は、ちゃんとした正しい情報をつかんで、皆さんに伝えようという取組みを進めてまいりましたが、出荷制限だとか、出荷自粛だとか、摂取制限だとかというところが、なかなかわかりにくく、また事業者の中には、その関係がよく理解されていないのか、基準を上回ったものを市場に出してしまうというところもあります。そうしますと消費者の方は、なおさら混乱してしまうわけです。そうした事業者への指導といいますか、教育といいますか。どのような体制を今後もとっていかれるのかということを確認させていただきたいと思っております。

2点目ですが、震災直後の畜産業についてですが、たしか飼料メーカーが操業できなくなり、配合飼料が届けられなくなってしまった。また輸入の飼料、原料もなかなか鹿島だとか東京の方に入ってこられなくて、南の方に船が着いたという話を聞きました。そしてそこから陸路を通して運ばなければならず、被災地の家畜のための飼料の手配が十分に行かなかったために、家畜がかなり死んでいった。

おまけに、早く安楽殺をさせなければいけないのに、獣医さんもなかなか入れない。あるいは飼料の緊急車両の許可がなかなか下りないという話も聞いておりました。たしか正

式に安楽殺をやれるようになったのは1か月後ぐらいか、それ以上経っていたのではないかと思います、そこに対する対策が不十分だったのではないかということについてどのようなお考えをお持ちかお聞きしたいと思います。

○中嶋部会長 これに関しては、担当の方いますか。

○篠原副大臣 では、過去のことでございますけれども、2番目の方の餌の関係からお答えいたします。

今、緊急車両というのがありますけれども、当然、食料運搬車はすぐその車両にさせてもらいました。我々人間の食べ物を最優先にしたわけです。それで船舶がいろんなものに使われて、内航船舶が使えないということで、特別に国土交通省とかけ合いまして、外交船舶という本当は内航に使えない船を使わせてもらいまして、南の方とおっしゃいましたが、志布志湾に大飼料穀物基地がありますので、志布志湾から酒田、秋田に飼料を持って行きました。これが1つです。ただ、2、3日かかるわけです。それから、北海道の苫小牧から青森港に飼料を持って行きました。

そういったことはできたわけですが、なかなか現場に行き着けなかったのは、すべてガソリン不足でして、港等までは行くんですが、その向こうはガソリンがなくて行けないわけです。やはり、被災地の皆さんに届ける方が先になって、家畜の飼料は遅れまして、それでいろいろ不都合が生じました。けれども、いつごろぐらいですかね、4月上旬ぐらいには相当回復できたはずでございます。これもほかの分野と比べればちょっと遅れてしまいましたが、こういったルートを確立いたしまして、そこそこ現場、例えば石巻の陸の方にもあるんですが、そういったところにも3月末から4月上旬ぐらいには、もう飼料が届けられていたはずでございます。

1番目の問題は、そちらからお願いします。

○雨宮審議官 副大臣に配合飼料のことについてお答えしていただきましたので、補足をさせていただきますと、九州や北海道の方から陸路、海路を使って東北の方に配送することを関係の団体をお願いして、日量大体平常で1万トンのところを50%ぐらいまで供給できるような体制を整えたところでございます。緊急通行車両の指定も警察の方をお願いをして、3月中には通行できるようにという形にしてございます。

備蓄飼料についても、無償で貸し付けるという対応をいたしまして、それでもまだ十分ではございませんでしたけれども、何とか畜産農家の方々に頑張らせていただいているというところでございます。

出荷制限でございますけれども、もうちょっと濃度の低い核実験による飛散というのはあるわけですが、国内での放射性物質の飛散というのは初めてでございます。そういう中で、冒頭、副大臣の方からお話したような経緯で、一応仕組みをつくりまして、まず暫定規制値を超えたものが分析値として出た場合は出荷自粛をするという対応をとります。その上で、原子力災害対策本部の方で更に分析を重ねた上で、調査を重ねた上で、ある程度の広がりが見えてきたときには、その地域一帯の方々に出荷をやめていただくという形で流通しているものの、食品の安全性を担保しようという措置を取っているところでございます。

その過程で、千葉県の方で一部ハウレンソウなどが出荷制限地域からの品目であるにもかかわらず、出回っていたという例がございます。これに対しまして、我々も非常に遺憾だと思っております。県の方にも、生産者、直売所、市場に対してしっかりと厳重に申し入れをしていただくようお願いをいたしましたし、事業者、流通業者に対しましても、情報の確認をいたしまして、どういうものが出荷制限になっているということを再度周知したところでございます。我々としては、この消費者の方々に安心して流通しているものを召し上がっていただけるように、この措置を徹底したいと思っております。

○中嶋部会長 先ほど、近崎委員からも手が挙がりましたが、消費者の立場からの御質問ということよろしいですか。

○近崎委員 済みません、よろしく申し上げます。

先ほど、篠原副大臣の方から、水面下で着々と復興の準備というか、計画があるということ伺ったんですけれども、現実問題、政府としてすごく復興に向けての取組みをされているというのは感じます。しかし原発のこともそうなんです、いきなりということがあって、私の住んでいる中部地区については、浜岡の地元の方がやはり原発はどうなんだということに対して、中電はずっと安全だと発表していましたが、勿論防波堤をもっと高くするとか、そういうことはあったのですが、菅総理のご発言でいきなり中止という形になったと思うんです。そのようなことから地元そのほかの意向もある程度聞いた上で、計画を立てる過程でもう少し透明性をもって、地元優先で復興ということを考えていただきたいと思うんです。

それから、ちょっと外れるのかもしれないんですけれども、復興に関しては、すごく予算がかかると思うんです。国としては、再生ということで、復興には力があっても、次の再生というところにまで、十分予算として取れるかどうか疑問なんです。また、漁業者だ

とか農業者も、今まで農業や漁業や林業をやるにおいて随分負債を抱えている方が多くて、幾ら無償融資であっても、返さなければいけないという形であれば、本当に前向きに取り組もうということに関して二の足を踏むという方たちも多いと聞かれます。その一方で一般の市民というか、被災地以外に住んでいる国民がやはり支援をしたいという気持ちが多くて、義援金がすごく集まっているんですけども、なかなかそれは行き届かない方も多岐にわたりますし、そういう義援金という形ではなくて、投資という形で、地域の産業を出資者という形で一般の国民で出資金を募って、復興に充てるということもできないのかなと思うんです。

やはり、出資金ということは、うまく地域の産業に活力が戻って、利益が生まれれば返ってくるだろうし、返ってこないとしても、出資をしている以上、ずっとその地域の産業を見守ることができるので、ずっと長い目の支援という形ができるのではないかなと思うんです。テレビなどで見ていると、お金で生活に関わるものをもらうのはすごくうれしいんだけど、やはり働くことが一番うれしいということなので、地域で産業を頑張っている方には、そういう形でできないものかなということをおしこみました。

以上です。

○中嶋部会長 復興の枠組みや予算の件についても、今、幅広く御意見を出していただきましたけれども、もしよろしければ関連してございますか。

では、篠崎委員、白石委員、森委員、順番にお願いします。

○篠崎委員 今回の震災、原発問題でここ数年目標としてきた食料自給率の向上に対して、どれぐらいの影響を与えているのか。輸出が非常に厳しくなっているというのは理解しているが、逆に食料の輸入がどれぐらい増えているのかを教えてくださいと思います。

先日の新聞発表にあったように、世界の人口が 70 億人を突破し、食料政策がまさに待ったなしになっている。復旧・復興も急を要するが、食料自給率向上も止めることが出来ない緊急課題である。全体戦略にどれぐらい影響を与えているのかを知りたいと思います。

○中嶋部会長 それでは、白石委員。

○白石委員 私は1人の農業者として、今回の震災を非常に重く受け止めたんです。特に福島第一原発の問題で、飯舘村の有機栽培の農家の方が自殺されました。やはり、安心・安全を1つの生命線としている有機栽培農家にとっては、極めて重要なことだったのかなと思います。

今回のいろんな風評も含めて、反面教師的に感じるのは、やはりこの国の農産物という

ものに消費者の皆さんはどのようなものを求めているかということ、やはり見た目のきれいさもあるでしょうけれども、安全であったり、安心であったりということに対する期待が大きいがゆえに、風評であったり、いろんな問題が過剰に反応してくるのではないかと感じました。

そういった意味では、長期的に見たときに、私たちの農業は、1つ法人化を目指して、大規模化をして、効率を求める産業型農業、あるいは環境保全型農業として有機栽培を目指していく農業。いろんな農業があると思うんですが、いずれにしても、産業型の法人化を目指す農業においても、やはり安全であったり、安心というものが世界の大規模農業と伍して、ある意味では1つのクオリティを持って戦っていく1つの大きな方向性なのかなと感じているわけです。それは有機栽培ばかりでなく、例えば減農薬であったり、農薬の安全性を確保していったり、放射能は勿論重要な問題ですが、放射能に限らず、その辺の一つひとつをきちんと周知して、払しょくしていきながら、合瀬さんからもお話がありましたが、この国の先の農業のスタイルというのを、副大臣は特にヨーロッパでいろいろな農業を学ばれ、この国の農業の在り方を模索されていると思うんですけれども、是非この一つの機会に、ある具体的で明快な方向性を打ち出していただけたらなと感じています。

それから、安全性については、やはりモニタリングの頻度、あるいはモニタリングポストの設置等によって、データの明確化を図っていただきたい。私どものところには、東京の練馬ですが、すぐ和光市の理化学研究所にモニタリングポストがありまして、1日に2回数字が出てきます。これが私たちにとっては非常に大きな説得力になっていきます。そういったものが非常に重要なものだなと感じています。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、森委員。

○森委員 お米のことについてなんですけれども、3月16日の早い段階で供給量の確保と備蓄米の量についてきちっとしたメッセージを出して、国民を安心させることができたのは、非常にいい対応だったと評価しています。まずそのことについては、お伝えしなければと思っていました。速やかな対応を評価したいと思います。

次ですが、皆さんおっしゃっているように、放射性物質の暫定基準ということで、セシウム量が上回っているものが販売されたということも問題になっていきますけれども、農水省のホームページ等で拝見しましても、どの段階で何が測定されて、どの段階で出荷制限

されているのかが伝わりにくいのではないかと思います。例えばこれから季節もよくなり、震災のことも落ち着いて、直売所等に行ったときに、今、問題になっている放射性物質が出荷制限の基準値を上まわっているものを買う機会があって、手にしてから基準値よりも高かったなどということが起きたときに、非常に大きなパニック、あるいは今以上の風評被害が起きることがあると思います。どの段階でどうチェックしているかを、国民にわかりやすくホームページ上でお示しいただけたらありがたいと考えています。

もう一つは、つなぎ融資のことなんですけれども、原発で被害を受けた農林漁業者への融資について、農協、漁協の機関がつなぎ融資ということでお金を一時的に立て替えているような形になっているわけですね。では、すべての農業者、漁業者がそういう協同組合に入っていて、皆さんそれが補償されるようになっているのか。あるいはその比率は。加入していなくて、もしかしたら補償されていない人もいるのか。農家の人たちは大変だねという国民の声の中で、融資を受けられる人と受けられない人がいるのではないかと、心配して見ている人がいますので、その辺はシステムがどういうふうになっているのか教えていただきたいと思います。

以上です。

○中嶋部会長 幾つか質問をしていただきましたので、まとめて御発言をいただきます。

○篠原副大臣 それでは、近崎委員の御質問の関係です。

先ほど私が腹案と申し上げたのは、復興の方ではございませんで、食と農林漁業の再生推進本部でTPPに関連して、日本の農林水産業を大きく変えていかななくてはならないのではないかというこの作業が、進んでいたということでございます。復興の方も進んでいるんですけれども、そちらはそれを一緒にやっているんですが、復興のプランではございません。

いろいろアイデアを提示していただきまして、ありがとうございます。まず、復興について地元の意見を聞くというのは、正にそのとおりでございまして、現地に行きまして、お伺いして、我々が上から目線で押し付けるということではなくて、皆さんの意見を聞いてから進めるようにしております。市役所も流されてしまったりしたところもあるわけですから、そういったところに農林水産省の若手の職員を送り込んだり、あるいは原発の関係のところにもそのようにしてございまして、直接我が省のところに情報が入ってきて、あるいは現地の声が届くようにしております。

それから、例えば、原発の関係でいいますと、飯舘村の村長さんなども2、3回我が省

に来ておられまして、我々と意見交換をさせていただいております。そういったことを踏まえて、官邸からのいろいろな指示で原発関係のことは出てくるわけですが、農業のことから外れたりすることがありますので、我々が常に官邸側にも情報を伝えるようにして、地元の意見がなるべく復興・復旧に反映されるようにしております。

それから、負債の点でございますが、そのとおりでございます。今までもともと借金があったところに、それを流されてしまって、何で新しくできるのかというのがあります。これもこんな大震災というのは過去になかったわけでございます。だからといって、すべて今までの借金を棒引きというわけにはいきませんが、一旦棒引きのような形にして、それは全くなしにするわけにはいかないんですけれども、それを抜きにして、新しいことにだけ目を向けて、そしてスタートしてもいいような融資制度を考えておりまして、今国会にできればそういった仕組みを盛り込んだ法案を提出したいと思っております。これは農林漁業だけではなくて、ほかの中小企業の皆さんも同じなわけでございます。借金を抱えている人たちも救わなければいけないということで、その仕組みを考えております。

投資というのがありましたけれども、これは最近の新聞にも出ておりましたが、農業の方にはりんごの木1本オーナー制度というのがありますね。こういったものは海の方では余りなかったんですけれども、三陸海岸の方の養殖業者さんでも海の方にもオーナーをとということがありまして、ですから、そんなことはこの際、バックアップするというので義援金という施しという形ではなくて、投資という考え方は非常にいいアイデアではないかと思えます。これから復興会議の中で議論されると思いますが、こういう議論があったということで伝えて議論していただいて、政策に反映してまいりたいと思っております。

それから、働くことが一番というのはおっしゃるとおりでございます。第1次補正予算でどうしたかといいますと、漁業の方が簡単でございました。漁業者は、港もだめになった、船もだめになったと。今、仕事で何があるかという、瓦れきの除去でございます。日当1万2,100円で、まず漁業者に瓦れきの処理に当たってもらい、自分たちがその瓦れきの処理をして、漁港を修復してもらおう。漁船については国がバックアップしようと思っておりますけれども、そうやって復興に自ら参加して、そしてお金もいただくという形にしております。

農業の方は、今まで面積当たりでいろんな仕組みを考えてきていますけれども、結果的には同じようになるようにしております。例えば昔、旧農土木事業ということで、災害があつて、田んぼや畑が全部だめになったときに、その工事をしなくてはいけない。そのと

きにその近辺の農家の人たちにみんな参加していただいて、その事業をやっていただいて、日当でお支払いするといった仕組みを同じように考えております。

篠崎委員の食料自給率の関係でございますが、今のところでございますけれども、冠水した農地は2万4千haでございます。ただし、これからも被害が増える可能性があるんです。それは、冠水したのは2万4千haなんですけれども、上の方で何も影響が起きていなくても、そこで水をどんどん流すと、下の方は排水ができず、水浸しになるからやめてくれということが起きることもあり、直接は被害を受けていないんですけれども、作付できないということもありまして、もっと被害額は増える可能性があります。

原発の方などでも作付制限というのがございまして、そこその面積になってきているんですけれども、米についていえば余剰があるわけですし、直接的には問題ないということになっております。

輸出とか輸入の関係ですけれども、輸出は安心・安全が重要。日本のものは高いけれども、安全なんだと、安心なんだと、質がいいんだということで、それを売り物にしていたわけですが、放射能の風評被害というのは、実は国内よりも外国の方がひどいわけですね。お隣というか、中国などは、実質的にはほとんど全面的に輸入禁止という感じになっておりまして、例えば、我々の方で、原発に近いからと12都府県の検査をしたんですね。検査しただけで、みんな別に暫定規制値よりも上回っていないにもかかわらず、検査した県からは、放射能がないという証明書を付けなければ、自国には輸入させないといったようなことを言われたり、まさに国レベルで風評被害が出ておりますので、大臣の強い指示もありまして、我々閣僚クラスが各国に対して、そういったことはやめてくれということで要請しております。ですから、輸出の方ではそういう意味ではストップがかかっております。輸入の方はどうってことないわけですけれども、こういうことはないと思いますが、安全なものは我が方にあるからというアプローチもあることはあります。

白石委員の御質問、御意見でございますけれども、日本の農業は、やはり1つの方向だけというのはないのではないかと思います。渡辺委員からありましたけれども、大規模というのがなかなかできなかったわけですが、大規模化できるものはした方がいいと。野菜とか果物はそんなに大きな面積でできないわけですが、土地利用型農業というのは幾らでもできますから、そういった方は大規模化していく。

ですけれども、それだけではよくないと。先ほど私がどぎついことを申し上げましたけれども、安全保障のことを考えたら、やはりその近くにいろいろなものがそろっていた方

がいいという感じのことを皆さんお気づきになったのではないかと思います。エネルギーも食料もなるべくみんな近くで賄えた方がいい。それでバラエティに富んだもの。だから、いろんなものの組合せが必要なのではないかと思います。そういった観点から見ますと、今まで大規模化で効率と言ってきたけれども、まるっきりそちらばかりではないのではないかと考え始めた人たちが多いのではないかと思います。これは日本国全体の経済の在り方、社会の在り方にかかわっているわけですが、人生観とか価値観が変わるような大きなことではないかと思いますので、そういったことが農政にも、あるいは日本の農業の行く末にも反映されていくのではないかと思います。

2番目のモニタリングでございますけれども、これは正直申し上げまして、機材が足りないわけです。私も詳しいことはわからないんですが、放射能をちゃんと測定する機械というのは、世界で2つの大きなメーカーがあって、もう日本だけからだけではなく、世界中から注文が殺到して間にあわないと。今まで、原発がある県にはそこそ行きわたっていただけですが、関係のない県には行きわたっていないということで、補正予算で我々は全面的にバックアップして、各県にきちんと置いてもらって、検査していただくということで機材を増やそうと思っていますので、増やす予定で第1次補正予算でやったんですが、今は既にもうあっちにもこっちにももっと置いてくれという要望がありますので、ここは拡充していかなければいけないのではないかと考えております。

森委員の御質問ですけれども、どういうふうに検査しているのかということは、我々の方の出荷制限というか、食べ物の野菜とかそういうのについて言いますと、こういうルートでございます。原則として、生産地で、かつ、畑ではなくて、なるべく食べられる状態に近いところということで、洗って、出荷できるようにした時点で検査しております。生産地が原則です。文部科学省や各県もこのようなことに関する蓄積がありません。調査して、畑で採ったばかりの土が着いた段階で検査すると、非常に値が高くなるんです。ですけれども、放射能の粒子というのは非常に大きくて、水洗いをするると相当落ちるわけです。ですから、食べる状態に近い形ということを考えています。米でもっていうと、玄米でチェックするような形になっています。

ただ、厚生労働省から一元化して今、発表しているんですけれども、市場でもって調査する場合があります。市場で調査して、どこどこ県産のハウレンソウなり、キャベツがどれだけだったということで発表する場合がありますが、このときに基準値を上回ったりすると、やはりそこではなくて、現地に返ったところでもう一度検査をしていただいて、そ

れでもって出荷制限をするかどうか決めるようにしております。

先ほど大澤課長からちょっと説明がありましたけれども、出荷制限というのはやったことがないことでしたので、どうやってやるかということで、とりあえず消費者の皆さんが不安がっておられるので、少々粗っぽかったと思いますが、原産地表示は原則として県になっていますので、1つでも2つでもその県で暫定規制値を上回ったら、もう出荷制限をいたしました。そして、後からいろいろ議論いたしまして、解除はもっと狭い範囲でやるということにしまして、おおむね1週間ごとに検査して、3回連続白、基準値より下回ったら解除するというようにしております。

出荷自粛について、先ほど阿南委員の方からありましたけれども、全県に及ぶかどうかというのがわからないときにも、小さな町で検査したら基準値を上回っていたという場合、その県なり市が先に出荷を自粛するということもありました。こういったことで、先ほど生産局の方から説明がありましたが、ちょっと混乱があったりいたしました。ですけれども、なるべく自粛とか中途半端なことではなくて、きちんとした出荷制限をするか、解除するかというのは、消費者に混乱を与えないようにしてまいりたいと思います。結果の数値だけで、どうやって調査しているかというのがきちんとホームページになかったら、そこは改善して、このように調査しているということをきちんと書き込もうと思っております。

つなぎ融資が全部に行かないのではないかとということですが、農協、漁協で1軒1軒の農家がみんなやったりしたら、皆さん触れられておりませんが、原発の関係の損害賠償の補償もそうなんです、1軒1軒の農家がやったら大変なので、農協などがまとめてやるということにしているんです。つなぎ融資も同じような形でやっていこうと思っております。団体が申請してということをやりますと、組合員ではない方が外れるということがあります。その処理についてはいろいろ議論がありまして、私はここまで承知しておりませんが、その救済措置というのは最初のころから考えており、それほど外れる人たちの数というのは多くないはずで、これは担当がいたら、そちらの方が説明させます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

では、経営局の方からお願いします。

○藤本参事官 つなぎ融資について補足させていただきます。

具体的な数字は承知しておりませんが、先ほど副大臣がおっしゃられたとおり、多くの方は団体という形で対応されるのではないかと理解しております。それ以外の方々

につきましても、冒頭御説明がありましたけれども、つなぎ融資につきましても、その債務保証につきましても国が実質的に保証するというので、第1次補正の予算で無担保、無保証人という、保証のための予算を確保しておりますので、その対象にするということにしております。その点につきましても、農協等が対応しておりますつなぎ資金とともに、一般の金融機関から借りる場合においても、つなぎ融資をしていただくことについて対象にするということ、特段の配慮をいただくよう、関係の金融機関、融資機関にお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○中嶋部会長 まだいろいろ御質問、御意見等はあるかと思うんですが、次の議題もございますので、第1の議題については、ここら辺で閉じさせていただきたいと思っております。何か御意見がある場合は、事務局の方にまたお寄せいただいて、今後の復興のために使わせていただければと思っております。

いずれにしても、今回の震災は、特に農業、農村に対するダメージが非常に大きかったということでございますので、今後の農業政策、農林水産省の役割は非常に重要なのではないかと思います。今後の御活動に期待したいと思いますし、また委員として何かのお役に立てればと考えている次第でございます。

それでは、第1の議題は終わらせていただきます。ありがとうございました。

篠原副大臣は、御公務のため、ここで退席されます。

(篠原副大臣退席)

○中嶋部会長 続きまして、2つ目の議題である「平成22年度食料・農業・農村白書(案)」に移りたいと思っております。

食料・農業・農村基本法第14条におきましては、政府は、毎年国会に食料・農業・農村の動向等に関する報告と動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文章を作成し、これを提出することとされ、その際には当審議会の意見を聞かなければならないとされています。

白書(案)について、事務局から説明いただいた後、委員の皆様から御意見を伺いたいと思っております。

なお、お手元に配付してある白書(案)につきましても、本日の御意見やその後の情勢の変化を踏まえ、内容が変更される可能性があります。したがって、資料2の白書(ポイント)以外の資料3と4につきましても、非公表とさせていただきますので、あらかじめ

め御了承願います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○櫻庭情報評価課長 大臣官房情報評価課長の櫻庭でございます。よろしくお願いいたします。

「平成22年度食料・農業・農村白書」につきましては、去る1月31日にこの企画部会で骨子案を御審議いただいたところでございます。当初は4月下旬に閣議決定、国会提出を予定しておりましたが、3月11日の東日本大震災という未曾有の災害発生にかんがみまして、この閣議決定、国会提出を延期させていただいております。

今般、東日本大震災関連の第1次補正予算並びに関連法案が成立したことを1つの区切りといたしまして、5月末に閣議決定、国会提出を公表することを目指していきたいと考えている次第でございます。

それでは、白書の内容について御説明させていただきます。資料3の本体はお手元にありますように大部でございますので、本日は別途用意させていただきました資料2のポイント版で御説明させていただきます。

まず、構成でございます。表紙の目次でございますように、冒頭に特集といたしまして「東日本大震災」による被害状況、各分野への影響、今後の復旧・復興に向けた対応等を記述しております。

また、昨年、名古屋市でCOP10等が開催されたこともあり、関心の高まっている環境問題の解決に向けての食料・農業・農村分野の取組について「トピックス」として取り上げております。

以下、第1章は食料、第2章は農業、第3章は農村として、新たな食料・農業・農村基本計画の下での動向等について記述しております。

なお、大震災の関係は、5月2日現在までの状況等を記述させていただいておりますけれども、今後とも閣議決定の手續のぎりぎりまで関連資料を含め、充実、修正等をさせていただく予定でございます。

また、大震災により今後さまざまな政策、指標等に大きな影響が出てくると思われましても、これらにつきましては、平成23年度の動向として、来年度の白書で記述したいと考えております。

最後に、これらの動向を踏まえて、食料・農業・農村基本計画の構成に沿いつつ、平成23年度に講じようとする施策について、資料4のとおりとさせていただいております。

それでは、これから30分ほどお時間をいただきまして、ポイント版に沿って説明をさせていただきます。

1、2ページの震災関係につきましては、先ほど来、資料1の方で説明がありましたので、省略させていただきます。

3ページはトピックスとして、「環境問題と食料・農業・農村」を取り上げています。

上の表にもございますように、地球温暖化、生物多様性の損失、森林減少・劣化、ごみ問題とさまざまな環境問題がございます。白書本体では、これらをなるべくわかりやすく紹介しているところでございます。

一方、環境の変化は食料・農業・農村にも様々な面で大きく影響を及ぼしております。例えば、真ん中の写真でございますけれども、みかんの浮皮、日焼け、リンゴの着色障害など、様々な影響を及ぼしているところでございます。

下の囲みでは、昨年、名古屋で開催されましたCOP10、MOP5の成果を紹介しているところでございます。生物多様性の損失を止めるためのさまざまな愛知目標が定められたこと、遺伝子資源の利用や利益配分に関する名古屋議定書等が採択されたことを紹介しております。

右側の4ページでございます。食料・農業・農村分野での環境問題に対する取組を載せております。まず、CO<sub>2</sub>の排出削減の取組についてでございますけれども、フード・マイレージという指標があります。これは食料の輸送距離と量をかけたもので、大きくなるほど輸送にかかるCO<sub>2</sub>の排出量が多くなりますが、輸入の多い我が国では1人当たりで他国よりも大きくなっております。このような中で、食品産業分野や農業分野においては、カーボンフットプリント等のCO<sub>2</sub>の見える化、あるいは地産池消、省エネルギー機械設備の導入等、CO<sub>2</sub>の排出削減の取組が進展しております。

真ん中は農業分野でございます。化学肥料、農薬削減等の取組みを行うエコファーマー、有機農業の取組が増加するなど、環境保全農業の取組が進展しております。また、バイオマスの活用も推進することとしております。

右下でございますけれども、これは消費者モニター調査でございます。環境問題解決に向けた意識の状況でございます。これによりますと、有機JASマークは認知度が高い一方、カーボンフットプリントマーク、生きものマークというのは、まだまだ認知度が低くなっておりますので、今後、マーク等の周知活動なりが必要ということを訴えております。

5ページ、第1章「食料の安定供給の確保に向けて」ということでございます。

まず、世界の食料事情でございます。左側の折れ線グラフでございますように、穀物等の国際価格は需要の増加等により過去最高を記録した平成20年の水準に近づいている状況でございます。穀物、食肉、砂糖、乳製品、油脂類の価格を総合化したFAOの食料価格指数も過去最高水準となっております。

右側の穀物等の国際価格の見通しをみますと、当省の農林水産政策研究所の試算でございますけれども、今後、人口増、農産物の需要拡大等により10年後の穀物価格は名目で2～3割強上昇するとしております。

下では主要国の食料消費の変化を載せております。特に一番左の中国をごらんいただきたいと思っております。Iの1985～1987年平均と、IIの2005～2007年平均の比較でございますが、中国においては、穀物の消費割合が74.9%から55.3%に一気に下がっている一方で、肉類、卵、野菜、果実、油脂類の消費が増えております。つまり、日本がたどってきたような欧風化がものすごい勢いで進んでいるということでございます。また、総供給熱量も大きく増加しているということでございます。若干程度の差はございますけれども、インドも同じ傾向にございまして、人口大国の両国の状況が、今後世界の需給に大きな影響を与える、また、そのことが見通されているところでございます。

6 ページは、我が国の農産物輸入と食料自給率の動向でございます。

我が国の農産物輸入額は、平成22年、2010年で4兆8,281億円ということになっております。輸出入の状況を各国で比べてみますと、日本の輸入額はドルベースで567億ドルということになっておりますが、世界で一番輸入しているのはドイツで830億ドル、次いでアメリカ824億ドルで、あとは中国、英国、そして日本の順という形になっております。日本の場合は輸出額がこれらの国々と比べて少のうございますので、輸入額から輸出額を引いた純輸入額は、引き続き世界最大の純輸入国ということでございます。

下の方は、いつも出しております食料自給率の国際比較でございます。

7 ページでございます。食料自給率の概念を用いているのは、日本だけではないかということがよく言われておりますけれども、食料を多く輸入している韓国、スイス、ノルウェー、台湾では、カロリーベースの食料自給率を公表し、韓国では自給率目標を設定しております。また、中国でも穀物等の自給率について目標を設定しているということでございます。

下のグラフは、我が国の供給熱量ベースの食料自給率の構成要素の推移を見ています。お米の消費減、国内の供給減が自給率低下の主な要因と言われておりますけれども、ほか

の作物でも国内供給が相当程度減少しているという状況でございます。

8 ページでございます。このような中で、昨年策定されました食料・農業・農村基本計画においては、32年度の食料自給率の目標を50%等と設定しておりますが、図に示しているようなスキームで消費・生産両面で自給率の向上に取り組んでいきたいということでございます。

まず、消費面でございますけれども、左下のグラフでございます。世論調査によりますと、国民の皆さんの意識では「ご飯中心の食生活を心がける」、「国産食材を積極的に選ぶ」等で高くなっておりますが、今後フード・アクション・ニッポンの取組等によりまして、実際の行動に結びつける必要があるかと思えます。

また、生産面の取組といたしましては、戸別所得補償制度を始めとして、農業者の取組を支えることとしております。

右側のグラフは、農業純所得に占める政府からの直接支払額の割合です。昨年も出しましたけれども、EUでは78%、我が国では28%ということでございますが、我が国でも農家への直接支払いという形に支援方法を転換し、透明性の高い農政に移行しつつあるということでございます。

9 ページは、食料消費の動向と食品の安全性向上等でございます。

消費者の食に対する志向ということで、日本政策金融公庫が行っているインターネット調査によりますと、健康志向は引き続き高まり、経済性志向はダウンしつつも高いということでございます一方、簡便化志向は上がり、安全志向は20年と比べて22年はかなり下がっているという結果が出ております。

右側の消費水準指数というのは、消費の水準を指数化したものでございますけれども、消費水準全体の総合では1981年を100とした場合、平成2年ごろが115.6とピークに達して、現在は106.8ということで、消費水準指数は減少を続けておりますが、食料に至っては、ずっと下がりっぱなしということで、消費量が減り、かつ様々な品目の購入価格等も落ち込み、1981年を100とすると、84.2と15ポイント強低下している状況でございます。

左下は食品産業の役割ということで、全産業に占める割合が高いところ、鹿児島、北海道、沖縄で特に大きいことを指摘しております。また、右側の方では、フードチェーンにおける食品の安全性向上のための取組ということで、基本的には「後始末より未然防止」の考え方に基きまして、生産から消費にわたる取組を進めることが重要であり、農林水産省におきましては、科学的根拠に基づいてリスク管理を実施しているということを紹介

しております。

10ページからは、第2章「農業の持続的発展に向けて」でございます。

ここでは、昨年度導入されました戸別所得補償モデル対策の検証を行っております。

まず、戸別所得補償モデル対策の加入申請状況でございます。全国の加入申請件数は133万件、個人が131万7千件、法人が6千件、集落営農が7千件であり、この集落営農の構成農家数は22万4千戸ということでございます。

米戸別所得補償モデル事業の加入面積に占める階層別シェアを見ますと、5ha以上が36%という形になっております。

左下、戸別所得補償対策に加入する理由ということで、やはり「経営の安定に役立つから」、「すべての販売農家が対象になるから」というのが高い割合となっております。

11ページ、この戸別所得補償モデル対策による効果と今後の要望ということで、この4月から本格実施されておりますけれども、特に要望したいことということでございますが、「制度の骨格を越えず、安定した制度として継続してほしい」というのが3分の1、33.4%になっております。次いで、「担い手に対する何らかの優遇措置の導入」、「従来水準として交付水準が下がらないように」という回答の割合が多くなっております。

このため、下にあるように、平成23年度からの戸別所得補償制度では、麦、大豆、てんさい、でん粉原料用ばれいしょ、そば、菜種といった畑作物も新たに所得補償の交付対象としたほか、必要な措置を講じたところでございます。

12ページは、平成22年、2010年における主要農作物の生産動向でございます。平お米については、作況指数が98のやや不良でございます。特徴的なのは1等米比率が前年産の85%から62%に低下したことであり、量も減少したのですけれども、品質もかなり落ち込んだということでございます。

この日本地図の見方でございますが、都道府県のところの数字が作況指数、そして1等米比率が色分けしているということで、特に1等前比率が悪いのが関東から中部、近畿、四国、北九州ということになっているかと思えます。

ただ、個別所得補償モデル対策の導入もありまして、米粉用の米、飼料用の米の作付面積が急増しております。それぞれ5千ha、1万5千haと前年差の2倍、3倍まで拡大してきております。

下の方は、麦、大豆、そば、菜種の作付面積状況でございます。

13ページは、昨年2010年度に結果が出ました、新しい農林業センサスによって、農業経

営体・就業者の動向を示しております。

まず、主業、副業別の販売農家数の推移でございます。販売農家、主業農家、準主業農家、副業的農家を足し合わせたものを販売農家と呼んでおります。他方、このグラフの下の方が自給的農家、土地持ち非農家ですけれども、前回センサスの2005年時点で、既に自給的農家と土地持ち非農家の合計が販売農家を上回っております。それが今回、ますます販売農家が減少し、土地持ち非農家、自給的農家が増加しているということがわかっております。

また、農家の類型異動について、左下のところでセンサスを組換えて状況を見てみました。主業農家のところだけ申し上げますと、2005～2010年までの5年間で42.9万戸から36万戸へと6万9千戸も数が減少しました。準主業から主業農家に行ったのは5万6千戸、主業農家から準主業農家へは4万8千戸と、ここら辺はプラス要因でございますが、右側の副業的農家から主業農家になったものは3万4千戸、主業農家からいきなり副業農家になったのが8万3千戸と、ここの差、マイナス要因が非常に大きくなっております。

その他、これは自給的農家、土地持ち非農家等でございますけれども、そういったところから主業農家になったものが2万7千戸でございますが、主業農家から自給的農家、土地持ち非農家になったのが5万5千戸ということでございます。主にこの要因としては、高齢化による移動というのが非常に大きく影響しているのではないかと見ております。

右下は、農家1戸当たりの平均経営規模でございます。

14ページでございます。そういった中で、集落営農数の推移を見ますと、平成17年以降、東北、九州を中心に大きく増加しておりまして、23年度には1万4,653でございます。また、農業生産法人も着実に増加しているということでございます。

下の方でございますけれども、圧倒的多数を占める販売農家のうち、農家の出し手となることが見込まれる農家、ここでは世帯主が65歳以上70歳未満で、水田経営が2ha未満の販売農家としておりますが、これらの農家では4分の1は家の跡継ぎがない、また跡継ぎがいても、農業従事は未定、従事しないが4割強を占める状況にあります。

15ページでございます。農業を主とする65歳未満の農業者のいない集落の割合ということで、全国平均で53.6%、特に高いのが東海、近畿、中・四国、九州、沖縄ということでございます。

真ん中では、集落の維持・活性化方法の決定状況ということで、「決める予定はない」、「わからない」というのが非常に高くなっておりまして、今後、各集落において担い手の

育成確保を含めた集落の農業の在り方を議論してもらうことが重要ということでございます。

16ページ、農業就業者の減少・高齢化に関してです。これはよく出しているグラフでございますけれども、各年齢階層別の移動の状況でございます。前回、渡辺委員からも、地域別にきめ細かく数字を見るべしという御指摘がございましたので、今回初めて、下のグラフで、2005年と2010年で都道府県別に農業就業者の平均年齢を見ております。つまり、これを見ておわかりのように、北海道は56.8歳ということでございますけれども、現在、全国では65歳程度となっている平均年齢が、鳥取、島根、岡山、広島、山口辺りは70歳ということになっており、ここではレッドゾーンの方に入れております。また、ここで気をつけて見ていただきたいのは、線の長さにより、急激に高齢化しているということを表しているということでございます。

17ページ、農業者の所得と6次産業化への取組状況ということでございます。

平均的に見ますと、販売農家には457万円の所得がございます。どういう農家かということ、経営耕地面積が2.2haで、農業依存度が38.1%。つまり、457万のうち104万円を農業から得ている。ただし、主業農家を見ますと、所得全体555万円のうち438万円、92.7%を農業に依存しているということでございます。

このような中、6次産業化への取組意向の状況ということで、特に高いものが農産物の加工、直接販売等となっております。

18ページ、輸出の動向でございます。先ほど、震災の状況の中で諸外国での規制の話はありましたけれども、これは2010年までのデータでございます。4,920億円の輸出金額で、約4分の3がアジア向けの輸出であるということでございます。

下のグラフは、JETROのアンケート調査を組み換えたものでございますが、いずれにしても、中国、上海での日本製品のイメージは高品質、鮮度がいい、安全性、健康的、包装デザインとなっておりますけれども、シンガポールでは高品質性、安全性、英国では健康的で高品質と、国によって日本産の食品に対するイメージが違っております。評価ポイントと申しますか、こういった各国の評価特性に合わせて、今後輸出戦略を立て直していかなければいけないと思っておりますし、今回の原発事故を受けた、日本製品のイメージ回復の対策、輸出に関わる農林漁業者とか食品企業に対する支援について検討しているところでございます。

19ページは、農村女性、農地等の動向でございます。

左上の横の棒グラフでございますけれども、農業就業人口というのは圧倒的に女性に比率が高くて、1960年当時は男性が4に対して女性が約6、1980年、30年ほど前も大体その比率は変わっておりませんでした。しかし、ここへ来てどんどん女性の比率が減少してきておりまして、2010年におきましては、初めて男性が半分を超えました。

どうしてこうなったのか、それを1つの示唆するものが、下の折れ線グラフです。オレンジが平成17年、グリーンが平成22年です。女性のところを見ていただきたいと思いますが、平均年齢が約3歳上がっております。農業就業人口が急激に減っているところが40代後半から50代前半、そして65～75歳ぐらい、つまりこの網かけの部分が増加している部分です。つまり、ある程度高齢化するにつれてリタイアする方が多い。あるいは40～50代では、子育てが終わって、パートタイムとか、そちらの方に働きに出ている方が非常に増えているということではないかと考えております。

男性も同じような傾向がございますけれども、女性ほどではなくて、女性よりも男性の方が若干でございますが、平均年齢が下回る傾向になっている。これに関しては、今後ともさらに分析を進めていきたいと思っております。

そういった高齢化の中で、下でございますけれども、農作業事故による死亡事故が後を絶ちません。年間4百件前後で推移しておりますが、特に高齢者、60歳以上の方の割合は8割でございます。

これから3年間で1割以上減らす目標を掲げて、安全確認運動、労災の加入促進あるいは安全フレームの導入等に努めていきたいということでございます。

20ページは、農地の動向でございます。耕地面積の減少、耕地利用率の低下、耕作放棄地の増加が依然継続しております。

こうした中で、各地で農地の有効利用、耕作放棄地解消に向けた取組が見られ、事例でも紹介しておりますけれども、これらを全国的に広げていく必要があります。

続きまして、21ページでございます。農業生産基盤整備の関係でございますけれども、農業の生産性向上、食料供給量の確保のためには、やはり良好な農業用水、営農条件を備えた農地等の確保が必要となっております。しかし、現在においては基幹的水利施設の老朽化が大きく進行しております。また、区画整備済みの水田は155万haで、この中での3分の1は排水状況が悪いという状況にありますので、これらへの適切な対応が必要となっております。

下の方は、研究・技術開発の取組でございます。現在、戦略作物として麦、大豆等の生

産増大が重要になっておりますけれども、例えば、麦の場合、ブレンドすることによって国内で主力の中力小麦をパンあるいは中華めん用等の用途拡大ができるような品種の開発、病害に強くて、多収で高品質なうどん用の品種の育成に現在取り組んでおり、その成果をここに掲載させていただいているところでございます。

22ページは、農業関連団体に関してということで、まず一番上にありますけれども、それぞれの地域なり、都道府県、全国の職員数をここに掲げております。その下には、農業関連団体の役割発揮に関する農業者の意識ということで、アンケート調査の結果でございますが、「大いに役割を発揮している」、「ある程度はっきりしている」というところは、非常に高いものもあれば、それなりのところもあるという状況でございます。

その下には、今後強化してもらいたいJAの事業について載せておりますが、圧倒的に営農指導事業が多く37.4%となっております。次いで、販売事業、購買事業になっているところでございます。

23ページは、本文のコラムで掲げております。先ほども申し上げましたが、きめ細かく各県の農業実態を見ようということで、ブロック別だけではなくて、都道府県別に主業農家の割合であるとか、70歳以上の就業人口の割合とかを掲載させていただいております。

次は、第3章「農村の活性化に向けて」ということでございます。上の方は都道府県別の人口の増減率ということで、過去5年間で一番人口が増えているのは東京都で、左から福岡県まで9都府県で増えております。一方で、兵庫県から、大部分の地方で減少傾向に入っておりまして、一番減少率が激しいところは秋田県ということになっております。

このように県全体の人口が減少している中で、農村部における人口減少、高齢化が進んでおります。そういった中で、農業者が生活する上で困ること等をアンケート調査で聞きましたが、左下にありますように、耕作放棄地、農地の手入れ、鳥獣被害、働き口、救急医療機関等の問題が挙げられております。これらにより、農村において集落機能が低下したり、無住化が危惧される集落も相当数存在しているということでございます。

25ページでございます。農村の現状について、都市部以外の消費者等の中で、荒れた農地や空き家等が目立つとする方が3割となっております。特に東北、中国、四国、九州ではその割合が4割前後と高い状況にあります。こういった状況にありますけれども、左下にあるように、都市住民の多くは、中山間地域を中心とした維持が難しくなっている集落について「守っていくべき」との意識を持っておりまして、集落の維持、活性化の取り組み

を今後更に進めていく必要がございます。

右には、多くの地域を悩ませる鳥獣被害について示しております。被害額は全国で2百億円程度で推移しておりますけれども、最近ではイノシシ、鹿という獣類による被害の増加が典型的に現れているところでございます。

26ページは、都市農業の役割ということでございます。都市農業は、新鮮で安全な農産物供給、交流、やすらぎ等の点から大きな役割を果たしておりますけれども、実際、都市の住民の多くがこれらを認識しているということが、このアンケートの結果でもわかっているところでございます。

このほか、農村分野の最後になりますけれども、都市農村交流の取組を書いております。都市住民が農村地域で今後したい活動としては、一番目に農産物直売所の利用、次いで農家レストランの利用、自然体験等となっております。

こうした中で、グリーン・ツーリズム施設への宿泊数につきましても着実に伸びております。それはやはり、農林家民宿数の増加と比例的に出ているのかなと思っております。

27ページは、食と地域の「絆」づくりということで、いろんな主体別に取組を事例的に紹介しております。こういった取組を全国各地で進めていくことが農山漁村の活性化のために重要であるとして、今回の白書の最後で訴えているところでございます。

28ページは、23年度食料・農業・農村施策の構成を示しております。今回は大震災を含めて、これまで申し上げました動向、食料・農業・農村基本計画を踏まえた主な施策を記述しているところでございます。

なお、ポイント版には載せておりませんが、本体最後の部分を見ていただきますと、昭和36年に第1回農業白書が公表されてから、今回は50回目の白書になります。年次報告50年を振り返ってというものを付けさせていただいております。50年間の主な動き、指標等を網羅的に載せておりますので、これは巻末の付録ということでございますが、後ほど御参照いただければと思います。

ちょっと長くなって恐縮でございますが、これで白書の説明を終わらせていただきます。

以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。ただいま説明いただいた内容について、皆様に御議論をいただきたいと思っております。

審議の進め方については、3、4人の委員から御発言をいただいた後、事務局からまとめてお答えする形で進めていきたいと思っております。

それでは、どなたからでも構いませんので、御意見をお願いいたします。

では、近藤委員からどうぞお願いします。

○近藤委員 ありがとうございます。今回、農水省の白書というものを初めてじっくり見せていただきまして、大変すばらしい内容だと思いますし、特に50年間の振り返りというのは、今後いろんな形で大変参考になるとと思いますので、ありがとうございます。

ということで、まだ十分に読み込んではいないんですが、幾つか確認のためにお話しただきたいと思います。特に私が関心を持ちますのは、やはり食の安全というところです。白書本編の方では137ページから触れられております。最後の方に23年度と22年度の施策（案）というのがございますね。これと白書の中身の関連をどういうふうに読んだらいいのかわからないのです。

と申しますのは、食の安全というのは、白書だけを見ますと、HACCPとトレーサビリティと表示だけなのかと読めてしまうんです。施策（案）の方を見ますと、リスクコミュニケーションのところであるとか、食品安全庁のことであるとかを書かれているんですけども、そういうことは白書の方で触れなくてよろしいのかどうかというところは大変気になりました。ですから、この関係がよくわからない。

気になる理由として、50年分付けていただきました巻末付録37ページの「10年前の回想と今後の白書に寄せる期待」というところで、佐藤様がお書きになっていらっしゃる『白書』に書かれ広く国民に読まれることがそれ自体で関係者を励まし取組を後押しするものであることは確かです」というのであれば、もっと食の安全とか消費者との関わりについて触れていただいた方がよろしかったのではないかという気がいたしましたので申し上げました。

それと、これは意見と申しますと、ちょっとしたことで教えていただきたいんですけども、御説明いただきました概要の中で、食料の自給率に関するところで8ページです。ご飯中心の食生活を心がけるということで、これが食料自給率に大変貢献するということはそのとおりだと思います。ただ、カロリーベースでいうと、果たして日本型食生活がカロリーということかうまくいくのかなと。どちらかというところ、余りカロリーが高いものを摂取しないのが、これから国民が望んでいるような日本型食生活のような気がするんですけども、その辺はどういうふうに取り扱ったらよろしいのか、逆に教えていただければと思います。

○中嶋部会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

それでは、奥村委員。

○奥村委員 今ほど御説明いただいた資料の中で、3点ほど御質問とお願いがあります。

まず、10ページの方で、このような白書とかいろいろな統計を出すときに、戸別所得補償モデル対策の申請件数がありますね。これは個人が131万7千人とか、法人が6千、集落営農が7千。集落営農は括弧書きで構成農家が22万4千と書いてありますが、法人の方は委託農家という括弧書きがあった方が、皆さんにわかりやすいのではないかと思います。法人が6千で、集落営農が7千で、集落営農は構成農家が書いてあって、法人は構成員ではないですが、委託農家という形で何戸の農家を網羅しているとかということもきちんと明記された方がわかりやすいような気がします。

13ページの右下に書いてありますけれども、やはり一戸当たりの農家の経営規模。本当に稲作と都市型農業については、大規模化が余り進んでいない。一番大きい面積を守って、農地を守っていくためには、人も少なくなる、高齢化もどんどん進んで、少子化もあって、絶対数の人口自体が減っていく中で、ここはやはり加速度的に、先ほど篠原副大臣が大規模だけに特化するのはいかがかということ、この大震災で考えさせられるみたいなことをおっしゃっていましたが、やはりそれだけの面積をきちんと管理していくには、人が少ないわけでありますので、特に都市型農業の経営体を大規模化することは、いわゆる今度の戸別所得補償制度の仕組みの中にも組み込んで、意識的に進めていかないと、20年後ぐらいに大変な事態になる。それは大規模化が進まないだけでなく、農地が荒れて、耕作放棄地、砂漠化していくような事態になりかねないと思っております。やはり、個別の農家でずっと守るというのは、大変ほほえましいことではありますが、いわゆるこの中にも、将来農業をするかしないかというデータも出ていますとおりでありまして、これは意識的に土地利用型農業の大規模化というものを、今度の戸別所得補償制度を生かして進めていくことが重要なことではないかと思いました。

意見とお願いであります。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

新浪委員、どうぞ。

○新浪委員 ありがとうございます。50年を振り返るといのは大変意義のあることだと思います。ただ、全体的に行政の施策において振り返りは余り真剣にされていないのではないかと考えています。それはどういうことかと言いますと、目標に対してどれだけ達成したかという振り返りは本当にできているのでしょうか。何が悪くて、何がどうしたとい

うことと、例えば目標が何だったのかに対して、50年で振り返るのがいいのか、30年がいいのか、20年がいいのかは、はっきりしませんが、いずれにせよ、現時点において担い手がない農業というのは将来がないわけで、こうなってしまったのは何でなんだと振り返る必要があると思います。また、それを振り返らないと、将来に向けての施策は打てないわけで、そこをきちんとレビューしないというのは、将来に向けて同じミスを繰り返す可能性があるのではないかと思います。

今回の原発にしても同様で、物事が何か起こったときのレビューをしっかりやることが重要で、例えばアメリカがすべていいとは思いませんけれども、チャレンジャーの失敗のときに相当なる隠ぺい工作もあったのですが、やはり何が悪かったとききちんとレビューした結果、科学が進歩しました。今回の原発問題も同様のことをやるべきだと思います。赤裸々に何に問題があったのかと。

今後の目標として、若い人がやりたい農業をして自給率を上げるということは大変良いことだと思いますが、ただ、それに向かって今まで何で実際できなかつたのか。どこに問題があったのか。何がよかったのか。きちんと振り返りのレビューをしておく必要があると思います。少なくとも、現時点においての日本の農業は、将来間違いなく担い手が少なくなつて、現在農業に従事されている方たちの年齢も上がってきているので、大変希望がない。しかし、やはり国民は日本の農産物を求めているのは間違いのないことであり、この国土でできたものは、私個人的には、日本人のDNAに大変合っているものだと思うわけです。

50年の節目ということで、やはり振り返って、赤裸々にやれたこと、やれないこと。当然やれたことも大変あると思いますので、それはそれできちんと国民に伝えるべきだと思います。

ですから、振り返りというのは大変重要なことで、そこをしっかりとやるべきではないかと思っています。大変な作業になると思います。しかし、それがあって次へ進めると思います。

もう一点は、今のままで10年したらどうなるかというシミュレーションも重要です。例えば厚生労働省が抱えている年金の問題などは、担当している方々もシミュレーションの難しさがあると思います。どういう仮説を置くかという大変な難しさはありますが、悲観論と現実論、またこうしたらうまくいくというシミュレーションがあって、国民に対してこういう状況にあるということをしちゃんと説明していくべきですが、まだ何か動きが足り

ないと思います。特に私どもが経営しております小売業の中では、お客様が安いものを求めるというのは、まだまだあります。ですから、価格が安くてボリュームがあるものを買われます。健康よりもボリュームだというお客様に、アンケートをとりますと健康は非常に大切だと意識していますが、実際に購入するときはボリューム系のお弁当を購入されるというように、購買のシーンになると実は意思決定が違ったりします。従って、このように農業の状況によって、10年したらこういうことになりますよということも、きちんと伝える必要があるのではないかと思います。今ではなくて、過去から将来へ見つめていくということが、50という節目においては非常に重要なのではないかと思います。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、白石委員。

○白石委員 2点ございます。

1点目は、こちらの本編を見ますと、口蹄疫の発生とその対策というのが何ページか割いて盛り込まれています。口蹄疫というのは、震災の影に隠れるような形で、畜産界にとっては未曾有の非常に大きな災害だったわけです。その辺の部分の記述が、ポイントの部分には触れられていないというところが気になる点です。やはり、ポイントを読まれる方が多いんです。白書というのは辞典みたいなものですから、細部にまではなかなか届かないところがあると思います。ですから、ポイントの中にも口蹄疫の問題を是非記述していただいた方がよろしいのではないかと思います。

できれば、鶏インフルエンザも、震災の前後には千葉県にまで発症事例が及んだと伺っていますので、その辺についての農水省の対策も含めて、記述していただく必要があろうかなと思っています。それが1点目です。

2点目は、都市農業に関する部分で、本編の328～330ページにかけての記載であります。328ページに「多様になりつつある市民農園」というのがあります。329ページの下段落「市民農園の開設主体としては、地方公共団体が多くなっていますが、平成17（2005）年の特定農地貸付法の改正後は、農業者のほかNPOや企業もふえてきています。これらの市民農園のなかには、農作業を初めて経験する人や様々な作業を栽培したい人向けに、開設者が農作業の栽培指導や栽培マニュアルの提供等を行う農園や、収穫祭等のイベントを開催し、地域住民との交流を図るような農園も増加しています」と記述しています。

そして330ページに「農業体験農園等の市民農園を利用することにより」という記述の部分です。実は私どもは、農業体験農園を運営しているところです。これは農業者自らが

農業経営の一環として、経営の中に新しい農業経営類型として取り組んでいるというところでは、

一方の地方公共団体やNPOや企業が運営する市民農園というのは、農業者が高齢化等によって、ある意味で耕作の主導権をほかの人に渡す農業なわけです。自ら農業経営として取り組むか、耕作の主導権をほかの方に任せるかというのは、市街化区域内の農地にとっては極めて重要な問題でございまして、税制の問題が絡んできます。租税特別措置法の相続税の納税猶予制度については、市街化区域内においては自ら農業経営を行う者のみに相続税の猶予制度の対象とされています。農地法の改正等と併せて、徐々にその耕作が他の方に委ねられる方向性は出ているんですが、私どもにとっては農業経営、農地を維持する上では、相続税の納税猶予制度は生命線でございます。そういった意味で、農業経営としての農業体験農園と市民農園との一線違った部分を、農業経営としての体験農園、あるいは地方公共団体やNPO、企業が経営する市民農園という一線を画した記述にさせていただくことをお願い申し上げます。

以上でございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、ここで事務局の方からお答えいただければと思います。

○櫻庭情報評価課長 各局の方でも補足していただきますけれども、まず、私の所管で申し上げますと、新浪委員からレビューという話がございましたが、私の方では、毎年毎年、政策評価を行って、これを公表させていただいております。これは各省同じにやっております。また、総元締めである総務省からは、毎年度各省はこういうことをやっていて、こういう評価の仕方をしてまずいのではないかと、ここはよかったねという国会報告をまとめて代表してやっております。

昨年、新たな食料・農業・農村基本計画が策定されました。政策評価も実施計画をつくりましたけれども、実は、去年の実績数字がまだすべて出そろっていない状況にありますが、政策評価として、この夏を目指しまして、そのレビューを今、事務的に進めているところでございます。すべてアウトカム目標をつくって、それに到達しているのか、していないのかを指標化して、今までそれに到達していないものでやめた事業も幾つか出てきている。それを全部ホームページ上とかいろんな形で公表して行っております。こうした取組を毎年行っているのと、これらを踏まえて基本計画の見直しについて、企画部会で議論を行っているというのが現状でございます。

○新浪委員 結果が出ないといけないですね。やはり担い手がいないという状況をつくりだしてしまったのですから、いわゆる単年度ベースではなくて、それそのものをもう一回見直さなければいけないのではないのでしょうか。だから、そういうやり方そのものにも問題があるかもしれませんね。

○櫻庭情報評価課長 それで、その政策評価だけではなくて、行政事業レビューという形で、一つひとつの事業の評価も行っております。つまり、予算をどのぐらい投入して、どのぐらいの効果、ベネフィットがあったかというのがまず1つの視点でございます。ただ、それだけやると余りにも機械的になるので、目標の立て方がインプット型とか、アウトプット型ではだめで、アウトカム型にすべて持って行くという形で、まだ道半ばでございますけれども、そういった形で見える化して、今、全体として農政を変えていく。

ただ、一番問題なのは、お米も大豆も年1回しか獲れないので、非常に時間軸が長いということで、毎月毎月結果が出てくるわけではないので、ほかの作業とは違って、年1回という形で時間がかかっているということは御承知いただきたいと思います。

○針原統括審議官 今の関連なんですけど、多分、新浪委員は、もう少し長い意味での、農政を50年とか、長いところで過去を振り返り、10年後をシミュレーションして、今の時点に立ってどうあるべきかをもっと検証すべきではないかということだろうと思います。

今の回答は、もう少し短期の施策をどうアウトカム目標をつくって、それを見直して、改善していくかというものです。この2つがうまく絡まないとうまくなっていないと。実を言うと、新しい食料・農業・農村基本法は、5年に一度基本計画というものを立てるということになっております。それは去年の3月に政権が変わって、5年ぶりに10年間の計画を立てる。10年というのは、このまま推移すると農家がどうなるかという構造展望も含むシミュレーションをやった上で、今は過去の10年ぐらいを振り返って何が悪かったのかとか、全部企画部会で議論していただいて、三十数回議論したわけですが、その上に立って、今後の10年間はどうかというのを、まず5年に一度そういう作業をした上で、毎年の白書はそういう5年に一度の作業の上に立って、年次報告ということで、その年、その年の特徴的な動きを、ベースは5年に一度の作業の上に立ってやるという役割分担にあると理解していただければと思います。

私もこのポストに来て2年半ぐらい経つんですが、常にそういう上司からの宿題を負って、過去を振り返り、将来をシミュレーションしながら、農政を根本的に変えるという作業をずっとしてきているわけですが、その中で政権交代が起こり、そこで作業を全く白紙

からやり直しました。

ここは奥村委員からの指摘とも関わるんですが、どうやったら規模拡大が着実に進むのか。放っておいても減るわけですから、減る中で遊休農地を出せずに、新しい担い手にどう結び付けるか。ここが問題だろうということで、これも随分この部会で議論しました。要は、大規模化を選別主義にするのか、全体を網にかけて改善していくのかという違いだったわけです。昔なら選別主義ということで、大規模化ということだったんですが、これだけ減ると、やはりサッカーも小さいころから全体を教えて、その中で日本代表を選ぶように、まずは全部すくう中で、それで規模拡大をやる方向にやっていった方が、今の時代では合うのではないかとということで、戸別所得補償ということはこの部会でも議論した上で選別されたという経過の中で、今の我々が位置するところにあるということで、何も政権が変わったからとかということではなく、この審議会でも十分御議論していただきたいという経過があるということをお理解いただきたいと思います。

そういう中で、大規模化はどちらが確実に進むか。要は、遊休農地を出さずに大規模化するというのは、どちらが効果あるかということで、全体に網をかけようという主義を選んだんですが、そのときの御批判は、かえって大規模化の足を引っ張るのではないかとという批判も相当ある。もう一つの批判は、米が余るのではないかとという批判がある。そこはよく検証しようということで、本文の149ページを後でござんいただきたいんですけども、一定の米の需給改善効果は認めるべきであるという記述があるのと、もう一つは、事例的には集落営農が崩れたりということは、100に満たない事例である。しかし、それはむしろこの政策の効果というより、別の要因であって、これは大きく邪魔することにはなっていないだろうと。ただ、その上で大規模層にはすごくメリットがあるので、大規模化を促進するようになっているだろうけれども、ただ、それではもう少し一歩も二歩も進めるということで、食と農林漁業の再生プランを最初に考える中で、途中で議論がストップしましたが、そこを更にドライブをかけるような措置を検討しつつあったということでございます。全体的な流れとしては、そういうことにあるということでございます。

あと、加入件数については、今、精査してまして、133万件については、1回申請を出しましたが、実際に制度の適用を受けておられない方も相当いる。あるいは集落営農をダブルでやったりしているところもありますので、もう一度精査します。次回それをお出ししますが、その際に奥村委員のおっしゃったような点についても配慮します。

ただ、法人は何戸を含むかというのは、実際にやられていて、法人になってしまったら

一戸になってしまうものですから、昔は何戸だったのかということとはなかなか言えないのかもしれませんが、ちょっと努力してみます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。今、新浪委員から非常に大事な御提案があったと思いますが、今、言いました評価、シミュレーションに関しては、前回の基本計画のときにもかなり踏み込んで行われ、その結果も公表されているということも踏まえながら、過去50年間振り返りというのも、文書として非常に意義があるのではないかとということで御理解いただければと思います。

○新浪委員 白書の中にそういうものがあるといいなと思ったわけです。つまり、白書を見ながらそこを振り返って、また10年しら振り返るという繰り返しですね。それともう一つは、政府広報にも、もっと国民にわかりやすく、これだけ危機がきているということをもう少し理解できるようにアピールしていく必要があるのではないかと思います。せっかくお話をされていても、多分私たちのお客様はわかっていないだろうなと思います。

そういう意味で、ここで議論されたことがきちんと伝わる仕組みも重要ではないかなと思いました。

○中嶋部会長 またそれについては、今後の課題ということで検討していただければと思います。

それから、事務局の方で整理していただきまして、この後、消費・安全局、食料安全保障課、戸別所得補償チーム、農村振興局より、先ほどの一連の質問に対してお答えいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○三浦審議官 消費・安全局でございます。近藤委員から、食の安全について御指摘をいただきまして、誠にありがとうございます。

まず、食品安全庁のことでございますけれども、これは食品安全衛生、安全行政ということになりますと、農林水産省もそうでございますが、厚生労働省あるいは消費者庁、食品安全委員会など、幾つかの機関あるいは省庁が絡んでくるということでございます。そういうことで、政府全体として進めていく必要があるということがございます。

検討の進め方ということになりますと、したがって、政府全体でよく議論する必要がある、調整していく必要があるということで、内閣官房も関係して、この議論が進められるところでございます。

今回お示しした資料の中の資料4の施策の23年度の（案）の中には、食品安全庁について、関係府省の連携の下、検討しますということが書いてあるということでございますが、

何分本体の部分については、食の安全全体は、先ほど申し上げたとおり、複数の省庁が関与してございますので、とりあえず農林水産省として主に関わった部分について強調して書いてあるということで御理解いただきたいと思えます。

○佐南谷食料安全保障課長 食料安全保障課でございます。同じく近藤委員から御指摘のございましたカロリーベースの食料自給率の達成と日本型食生活の関係でございます。

ここの資料は、どちらかという生産面を中心に書いてございますが、私どもは消費面も同様に重要だと考えておりまして、一般的に申しますと、現状ではやはり炭水化物の摂取の不足とか、あるいは油種類の摂り過ぎといった面があるかと考えております。こういったものにつきましても、この資料にも、朝食欠食の改善等で米の消費を拡大するということが書いてございますけれども、米の消費拡大あるいは油脂の摂取の抑制といったものも併せまして、自給率50%を達成していきたいと考えております。

○山口参事官 戸別所得補償制度企画チームでございます。奥村委員からの御指摘については、先ほど針原総括審議官から詳細に御説明がありましたので、重複するところは省略しますが、最初の申請件数の法人の構成農家数とか、委託を受けている農家がいるのではないかというお話で、それを出してくれということでございますが、今回出している資料は、基本的に加入申請書の中にかかれていたものをベースにつくっている資料でございます。集落営農については、集落の農家が多数集まって、1つの集落営農をつくっていますので、加入申請書の中で構成農家の名簿が付いておりまして、それをカウントして構成農家数が出せたということでございます。

法人については、人格としては1つの法人ですが、おっしゃるように農事組合法人みたいに構成法人がたくさん集まっているものもあれば、他の農家から委託を受けておられるものもあるんですけれども、それをいいますと、個人の農家でも認定農業者などは委託を受けておられる方もいらっしゃるって、これを調べるとなれば、もう一度調査をやらなければいけないということでございまして、今後の検討課題とさせていただければと思えます。

○中嶋部会長 それでは、農村振興局長お願いします。

○吉村農村振興局長 農村振興局ですけれども、白石委員から市民農園と体験農園の御指摘があつて、これは言葉遣いの問題と、白書自体の案の中身の記述の問題と、両方触れた御意見だと受け止めました。

まず、言葉遣いの方からいいますと、市民農園という言葉の定義ですが、一応、市民農園整備促進法という法律があつて、その中に特定農地貸付け方式という、小分けにして農

地を貸し付ける方式と、農園利用契約方式という328ページの注1にあるような、農地を借り受けなくて農園の開設者の農家の指導を受けながら、植えつけから収穫まで一連の農作業を大変する、いわゆる体験農園。この2つを含んだ概念と整理されているので、そこはそういう言葉遣いをこの白書でもさせていただければなと思っています。

その上で、記述内容として、特定農地貸付タイプと農園利用契約タイプ、あるいは体験農園タイプの記述が若干錯綜しているというか、こんがらがっていて、特にこれは東京農業大学のアンケート調査なので仕方がないんですが、農業体験農園の利用者を対象とした、これは特定農地貸付の利用者なのか、体験農園の利用者なのかよくわからないとか、そういう問題はあると思いますので、そういうところは整理をしたいと思います。

○中嶋部会長 以上、お答えいただきましたが。

○櫻庭情報評価課長 最後に1つ済みません。

白石委員からございましたポイント版に口蹄疫と鶏インフルエンザの記述が落ちているではないかというご指摘ですが、誠に申し訳ございませんでした。このポイント版は次回いろんところで使うことがございますので、その部分はきっちりと記載させていただきたいと思います。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

今、一連お答えいただきましたけれども、その点について何かございますか。渡辺委員からお願いします。

○渡辺委員 新浪委員の話と非常に似ているのかもしれませんが、今回、この白書の中で品目別、地域別に多くの分析をしていただいたのは大変感謝していますし、これは次のステップにつながっていくものだろうと思います。

ただし、よく見ますと、こういう結果になっているという現象で終わっているんですね。それはなぜそうなったのか、どういう方向に持っていくべきかということ、別冊でもいいですし、非公表でもいいんですけれども、日本の農業を本当によくするためにどうしたらいいのかという、あるべき姿と現状とのギャップをどう見るのかという分析をやっておかないと、次のステップにいかないのではないかと思います。それを後継者や担い手の問題も含めて、人の問題と農地の規模の問題、どういう地域、どういう品目ならこういうやり方があるぞという方向づけを考えておかなければいけない。あるいは生産のやり方はどうあるべきか、研究開発はどうするべきか、流通はどうするべきかということ、品目別、地域別にきちんと整理しておく必要があるのではないかと思います。それで持っていく方

向をみんなで議論していかないといけない。

そういう中で是非お願いしたいのは、岩手、福島、宮城という今回の被害が大きかった地域に対して、このデータの中から構造的な問題は何であるかということを出して、それを今回の震災で大変不幸な状態になったんですけれども、それをチャンスとしてとらえると副大臣もおっしゃっていましたが、それをどういう方向に持っていくかという方向づけを、こういう審議会のようなところで行ったらどうかと思います。勿論、食と農林漁業の再生実現会議もありますから、そういうところとの連携もあると思いますが、せっかくここまでデータ分析がされてきたわけですから、その要因と方向づけを別冊でもいいからつくっていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○中嶋部会長 これに関しては、政策課の方からお願いします。

○大澤政策課長 官房政策課ですけれども、私どもの方で先ほど説明をいたしました、東日本大震災の復興をどうしていくかという作業をしております。今、復興構想会議というのが官邸にできておりまして、構想会議とその下に検討部会という専門家が集まったところがあります。構想会議には、岩手県、宮城県、福島県の3県の知事の方に入ってきていただきまして、現場のその他関係する地域の専門家の方々にも入ってきていただいております。

下の検討部会では、農業の専門家、水産の専門家も入ってきているんですけれども、そこでいろいろな地域の意見が出てまいりまして、それをただ議論するだけではないということで、特に検討部会では、各省とも意見のすり合わせをしようということが出てきております。そういう場を使いまして、是非私どももどういうことがあったのかと。この白書に入れられた分析と現場の今の意見をすり合わせたいということを考えております。

今日も行われているんですが、今までの復興構想会議で出てきた意見の中には、やはりこの地域はもともと味噌の加工とか、水産の加工とか、6次産業化の素地がある地域なんだという意見が強く出ておりまして、6次産業化ということを少し大きく農水省全体としても打ち出そうとしております矢先の出来事であったわけですので、大臣を始め、6次産業化というのは、例えばここでどういうことをやったらできるのかという意見がございます。

それから、特に宮城県の仙台空港のそば、名取川の流域が大きな被害に遭いまして、震災があったその日によくテレビで出ていた大きな農地に瓦れきの山がわっと津波と一緒に来るような痛ましい状況の映像もございましたけれども、そこはごらんとおりもともと

非常に大規模な農業がおこなわれてきたところでもございまして、ここにつきましては、もともとそういう非常に大規模な土地改良事業も行われた地域でございますので、それこそここは大規模な農業をもともと行う素地がございます。地域ごとにいろいろございますが、地域の方々の意見交換も農水省としても始めさせていただいておりますし、副大臣もお話したとおり、現地にも出向という形でいろいろさせていただいておりますので、今回の白書の分析と、今行われております復興構想会議と各省とのやりとりをうまくつなぎ合わせるという作業を御指摘いただきましたので、是非やっていきたいと思っております。その中では、いろいろな分析もやっていきたいと思っております。

○渡辺委員　そういうものをこの白書の中に上手に表現して、新浪委員もおっしゃいましたけれども、農政はこっちの方向へ行くんだよという方向づけを見せていかなければわからないのではないかと思います。

今日、拝見したものだけ見れば、非常に厳しく言うと、状況はわかりましたが、方向性が見えない。我々はどちらへ行くんでしょうねというのをもう少し明確にさせていただけると、皆さんの理解が大変早いのではないかと思います。

○大澤政策課長　では、復興構想会議でいろいろ出ている議論については、最終的には6月に中間とりまとめと聞いていますので、最終的な方向という形にはならないかもしれませんが、なるべく今出ている状況と現在での議論とをなるべく白書に反映できるところは反映できるように工夫していきたいと思っています。

○中嶋部会長　それでは、篠崎委員と廣野委員から御意見、御質問を伺って、お答えいただくことにいたします。

○篠崎委員　今回の白書を見て、農業には小さな成功事例がたくさん埋まっていると感じています。私たちのツーリズム産業は、旅館、ホテルを中心に経営者が高齢化しており、施設維持のための借入金問題なども含めて、多くの課題を抱えた業界であるにもかかわらず、世の中の注目を浴びている業種の1つであるということが農業に似ていると思います。

ツーリズム産業も農業と同様に小さな成功事例がたくさんありますが、それらが全体スキームの再構築にどれだけつながっているかが見えにくくなっている。部分的成功で終わってしまっているのではないかと思います。

今日、この会議に来る前に、埼玉県から出向している研究員から、クールビズは埼玉県での小さな運動から始まって、全国的に広がったということを知りました。どこまで本当

かは確かめてはいませんが、小さな成功が全体構築に発展しなければ、成功の効果は半減だと言わざるを得ません。小さな成功を発展させるためにもっと大胆に手を打っていただきたいと思います。

○中嶋部会長 それでは、廣野委員お願いいたします。

○廣野委員 食料の安定供給、自給率の向上ということに関してなんですけれども、震災の復興対策も含めて、今、やられている農家の方々も含めてなんですけれども、農業はそれぞれの地域の特徴というのがあります。気候、風土も含めまして、いろんな問題が起こります。そこに対応して解決するというのは、あくまでも生産現場でいる農業経営者の知恵であり、努力であろうと思います。

そういう部分において、税金の投入なり、公的資金の投入ということで、多くの制限があります。農業経営者が自由な発想と自己責任の中で経営するという基本的な考えの中で、できるだけこれから現場の人がやる気になって頑張っていけるような支援といいますか、環境づくりをしていただきたいと思います。

あくまでも農家が主体。現場で働いている方が頑張れるというのが大切だろうと思います。是非そういう選択肢が広がるような政策を組んでいただきたいと思います。そういうことで、世界の中で評価される日本の農産物ができるのではないかと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○中嶋部会長 これは情報評価課長の方からお願いします。

○櫻庭情報評価課長 篠崎委員の小さな成功事例というご指摘でございますけれども、これら小さな成功の積み上げというのは非常に大きくなる話ではないかなと思っています。つまり、小さな成功とはいえ、今、いろんな意欲があって、でもどうやっていいかわからないという農家の方々もいらっしゃるんですけど、こうやった中でこういう事例もあるんだということを紹介することによって、そこから学ぶということもあるだろうと思います。また、今、6次産業化でも、支援のスキームをつくって、いろんなアドバイスをする6次産業化に向けたアドバイザーグループも今度つくることになっておりますので、そういった意味では、資本とか情報が非常に少ない農家の皆さんが、やはり一つひとつ成功していくという形でやっていければなと思っています。

農村の女性の方々が中心になってやっている直売所の事例、農家民宿、農家レストランという1つの小さい事例が今、全国的に大きくなっていく。それを地域の特性に合わせ

てやっている。一つひとつそういうものが積み上がっていければなと思っております。

廣野委員の御指摘でございますが、まさしく農家が取組主体で、主人公であります。したがって、私どもは農家の皆さんがやりやすいような支援の仕方は、その地域によって違うといった御意見を伺いながら、現場に合ったような形で考え、進めていきたいと思っております。

先ほど政策課長の方からありましたけれども、震災は震災でまた別途、全く違うような発想でやらなければいけないと考えておりますので、委員の皆さんからの御意見等をいただきながら進めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

時間がかかり超過してしまいましたので、これで白書の審議を終えたいと思うのですが、どうしてもこれだけは言うておかなければいけないということがあればお願いいたします。

では、最後に青山委員の方から御意見、御質問をいただいて、終了したいと思います。

○青山委員 済みません。今回は多分難しいと思うんですけれども、来年度の話をしてもしよるしいでしょうか。

○中嶋部会長 はい。

○青山委員 来年の白書で是非この震災のことをもう少し深掘りしていただければと思うんです。震災の影響で、大量の野菜や原乳が出荷制限によって廃棄されました。出荷がこれだけ減ったのであれば価格が上がって当然だと思うんですけれども、むしろ下がってしまった。風評被害の影響が大きいと思いますが、小売のオーバーストア現象によって供給が需要を上回っているという問題、生産側が消費側のニーズに対応できていないという問題も根底にはあると思うんです。

震災をきっかけに、農業のいろいろな問題があらためて浮き彫りになったということですね。震災の復興という本来の姿は勿論なんですけど、そこの中で明らかになった農業の問題というものを深掘りし、どう対応していくべきかという提案まで踏み込む必要があるように思います。一方で、今回の震災で消費者の食に対する考えはずいぶん変わったのではないのでしょうか。被害を受けた産地を応援しようという動きはその象徴です。農業、農村の見方も癒しとか、レジャーとかというものとは全く違って、本当になくてはならないものだと心底思うきっかけになったと思います。

このように震災が国民に与えた影響をプラス、マイナスも含めて冷静に把握し、今後の

農政にどう生かすかというところまで進めていったらどうかと思います。今回の記述に関しては前の方に付け加えましたという感じがしますが、来年の白書では、今回の震災を通じて農業・農村の役割をあらためて考えられるような視点があるといいのではないかと思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

では、最後にどうぞ。

○三森委員 済みません。私の方で3つお願いがあります。

○中嶋部会長 では、手短にお願いいたします。済みません。

○三森委員 はい。こちらの方の白書なんですけど、今、国では安全・安心、おいしい、戸別所得、6次化ということが大きくうたわれている中で、こちらの方をもう少しきちんとどういう方向でというのが私はちょっと見えにくいのではないかとこのことを思いました。安全・安心・おいしいというのは、行政、消費者、そして私たち生産者という3つのところが、どうしたらこちらの方の本当に農産物に関してこういったことができるのかという基準というか、そういったものを白書できちんと出してほしい。

戸別所得補償制度は何万人と書いてございますが、これは全体の米農家に対して加入者何%であって、そしてどのぐらいの金額が本当は使われているかということも出していただいて、国はこれだけ米農家を、またはこれから畑作の方たちを守っているということもきちんと打ち出した方がいいと思います。

そして6次化なんですけど、私のところでも6次化は手を挙げました。5月13日には関東農政局がいらっしゃいますが、こちらの方は、先ほどチームを結成するというお話なんですけど、私たち第1期の方たちは、こういった方々もなく、自分で努力し、こちらの方を出していったんですけど、加工ですとか、販売ですとか、それを農業生産者がするということはとても難しいと思いますので、是非そういったチームにはプロの方たちを付けていただいて、加工であり、そして加工だけではないと思います。何でも加工というと、ちょっと怖い部分もありますので、農業体験、グリーン・ツーリズム、いろんなことが全て含まれて網羅して、2次、3次となっていくと思いますので、そういったプロの方々をそれぞれの各県、または各県でなければ、せめて関東農政局ですとか、それぞれの農政局にいただいて、私たちは現場としてそういった方たちに御指導をいただきたいと切に思いますので、今後の6次化の方たちには、そのような方向で是非行っていただきたいと思います。

済みません、ありがとうございます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。政策への御要望という形だったと思いますが、これは情報評価課長からコメントしていただけますか。

○櫻庭情報評価課長 青山委員からありました震災関係なんですけれども、冒頭に申し上げましたように、先ほどの御意見もありましたので、書けるところはかなり書き込んでいきたいと思っております。

実は、いろんな復興・復興に関する動きということで、私どもが今把握している中で、この4月、5月でいろんな水産関係、林野関係を含めた販売フェアといったものについて、合計すると289件あるわけございまして、相当なうねりになって支援の動きがあるということも、可能な限り書いていきたいなと思っております。

○高橋総合食料局長 では、6次産業化の話について、私の方からいたします。

6次産業化の今の御質問の件ですけれども、実は今年度の予算で措置をしております、現在指導するプランナーの方々を公募しております。基本的には、各県に配置をするということで、先行した方々には、これの施策が直接行きわたらないんですが、これから取り組む人たちのために、専門家を今、配置する予定にしております。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

青山委員から、来年度にもこれを触れていただいたいという御要望がありました。これについては深い分析も必要だと思いますので、これを考慮して、来年に向けて取り組んでいただければと思います。

申し訳ございません。非常に時間を超過いたしましたし、最後、御意見の発言を切るようなことをしてしまいましたが、一応これで白書の審議を終えたいと思います。

食料・農業・農村白書につきましては、本日の御議論やその後の情勢の変化を踏まえた調整が必要となりますが、委員の皆様からいただいた御意見に関する修正につきましては、部会長に一任いただき、後日個別に御報告させていただければと考えておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、食料・農業・農村白書については、そのように取扱い、答申も提出させていただきます。その後、5月下旬に予定されている閣議決定、国会提出、公表という日程に沿って、政府の方でも必要な手続を行っていただきたいと思っております。

それでは、時間が超過してしまいましたが、これで終了したいと思います。

最後に、事務局から何か連絡がございましたらお願いいたします。

○大澤政策課長　　ございません。

○中嶋部会長　　それでは、本日はこれにて閉会といたします。どうもありがとうございました。